

控 訴 状

2015 (平成27) 年4月3日

福岡高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 冠 木 克 彦



同 弁護士 武 村 二三 夫



同 弁護士 大 橋 さ ゆ り



同 弁護士 谷 次 郎



控訴人らの表示

別紙控訴人目録記載のとおり

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番3号 星光ビル2階

冠木克彦法律事務所 (送達場所)

電 話 06-6315-1517

FAX 06-6315-7266

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 冠 木 克 彦

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目8番5号 西天満大治ビル2階

武村法律事務所

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 武 村 二三 夫

電 話 06-6365-1565

FAX 06-6365-1562

〒541-0041 大阪府中央区北浜2丁目1番3号 北浜清友会館ビル9階

大阪ふたば法律事務所

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 大 橋 さ ゆ り

電 話 06-6205-9090

FAX 06-6205-9091

〒530-0047 大阪府北区西天満4丁目3番3号 星光ビル2階

冠木克彦法律事務所

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 谷 次 郎

電 話 06-6315-1517

FAX 06-6315-7266

〒810-0004 福岡府中央区渡辺通二丁目1番82号

被 控 訴 人 九 州 電 力 株 式 会 社

上記代表者代表取締役 瓜 生 道 明

MOX燃料使用差止請求控訴事件

訴訟物の価額 金1億5680万円

貼用印紙額 金73万6500円

控訴人らは、控訴人らを原告、被控訴人を被告とする佐賀地方裁判所平成22年(ワ)第591号 MOX燃料使用差止請求事件について、平成27年3月20日に判決の言い渡しを受けましたが、全部不服につき控訴を提起します。

記

第1 原判決の表示

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、被控訴人が設置し稼働している玄海原子力発電所3号機原子炉において、メロックス社製MOX燃料を使用して運転してはならない。
- 3 訴訟費用は、第一審、二審とも被控訴人の負担とする。

第3 控訴の理由

追って控訴理由書を提出して主張する。

添 付 書 類

- | | |
|-------------------|-------|
| 1 被控訴人会社現在事項全部証明書 | 1 通 |
| 2 委 任 状 | 9 8 通 |